

第二十三編 財政一斑

概説

本年度の財政一斑を叙するに當つても、

専ら昨年度の夫れに倣ひ、第一に本年度の歳計豫算を述べ、次に本年度中に發布せられた法令、規則の中最も世間を騒せた戸數割規則の細則、及び其の改正を掲げ、次に三ヶ年の日數を費やし漸やく作り上げられた財政經濟調査會の税制整理案を掲げ、最後に財政に關して本年起された主要なる改廢運動を記述することとした。

第一號追加昇格豫算案三百二十九萬七千七百圓、第三號陪審法施行準備豫算案二十八

萬一千四百七十五圓は何れも貴族院に於て審査未了に終はり、結局兩院の協賛を経たる豫算は歳入歳出各十四億八千二百四十一萬九千九百六十一圓であつて、其内譯如左。

イ 十一年度確定豫算表 (單位千圓)

歳入		歳出		通過追加豫算		合計	
經常部	臨時部	經常部	臨時部	第二號	第四號	第五號	
一、三四、四九九	一、四六、〇五七	一、三四、四九九	一、四六、〇五七	九六八	一、九九九	八四二	一、三四、四九九
二、三二、五六七	一、四六、〇五七	二、三二、五六七	一、四六、〇五七	二、三六三	一、九九九	八四二	二、三六、九六一
計	計	計	計	計	計	計	計
一、四六、〇五七	一、四六、〇五七	一、四六、〇五七	一、四六、〇五七	一、九九九	一、九九九	八四二	一、四八、四九九
計	計	計	計	計	計	計	計
一、四六、〇五七	一、四六、〇五七	一、四六、〇五七	一、四六、〇五七	一、九九九	一、九九九	八四二	一、四八、四九九

第一 財政状態

1 十一年度歳計豫算

第四十五議會に提出せられた十一年度歳入歳出總豫算は之に追加豫算第一號乃至第五號を加へ、歳入歳出共總額十四億八千五百九十九萬九千三百三十六圓であつたが、内

右の内第二號追加は囚徒工錢及び製作收入を經常歳入とし、港灣修築費及び治水事業費に對する公共團體の納付金、分擔金を臨時歳入とし、之に前年度剩餘金繰入千六百一十一萬五千四百四十圓を加へて、感化院補助、監獄費、氣象費、萬國協約分擔金等の經常費及び在外鮮人保護取締國資歡迎、セノア經濟財政會議其他の諸會議參

列の費用及び災害費に充つるものであつて、第四號及び第五號は剩餘金繰入を歳入とし、第四號は南洋廳の經費補充、第五號は恩給増加の費用に充つるものである。
次に此の豫算總額を前年度の夫れとを比較すれば如左。

ロ 總豫算前年比較表 (單位千圓)

十一年度豫算額		前年度比較増減▲		十一年度收入剩餘金繰入	
歳入	一、四八二、四一九	▲	一〇八、七八六	—	—
經常部	一、二四五、四五八	▲	八、七七八	—	—
臨時部	二、三六、九六一	▲	一〇〇、〇〇八	—	—
歳出	一、四八二、四一九	▲	一〇八、七八六	—	—
經常部	九四一、七六二	▲	二四、二九四	—	—
臨時部	五四〇、六四六	▲	一三三、〇八〇	—	—

即ち右の如く一億八百七十八萬六千餘圓の豫算の緊縮である。今之を歳入歳出の各々に就いて詳述すれば如左。

歳入、減少の主なるは經常部に於いて租税の千八百十四萬九千圓（所得稅六千四百五十二萬千圓を減ぜる爲め、營業稅千八百十六萬七千圓、酒稅千七百六十萬千圓、織物稅九百三十五萬三千圓の増加を見積れるも、尙斯く減少を來した）印紙收入の六百七十三萬六千圓、雜收入の四百四萬三千圓であつて、臨時部に於ては雜收入の千七百二十二萬千圓（國有財産整理資金、特別會計創設に伴ひ、從來一般會計に屬せるものを之に移せる爲め多大の減收を生ず）官有物拂下代の百九十六萬七千圓、特別會計資金繰入の百三十二萬五千圓等である。次に増加せるものは經常部に於て、森林收入の七

る時、本豫算は高橋首相の言明の如く『節約緊縮を旨とし』たものゝ如く見られるであらう。而も尙之を微細に檢する時は其處に何等眞の整理緊縮を發見し得ない。只斯く歳計に緊縮を來たした主なる原因は歳出臨時部に於て、大藏、陸軍、海軍並に農商務諸省の經費中、不急の事業に要するものが繰延べられた一事に對する。然るに他方に於ては主として物價の騰貴を原因として歳出經常部に於ては、海軍經費の減額を外にして、他の官省は一様に經費を増加してゐるを見れば、政府は、只繰延に依つて一時を彌縫せんとすることは明かである。

次に歳入の部に就いて之を見るに、此處にも亦看過す可からざる缺陷があると思はれる。夫れは歳入見積りの過大といふことである。即ち政府は一方に所得稅、取引所稅、印紙收入等に若干の減收を見積ると共に、他方に於て、營業稅、酒稅、織物稅、郵便、電信、電話、專賣益金等に夫々若干の增收を見積つてゐることである。斯くの如きは經濟社會が一般に不景氣に陥つてゐ

る場合果して實行し得るや否や疑はざるを得ない。又政府の公債政策の如きも甚だしく危険なものであると思はれる。要之、本年度の豫算をして斯くの如く窮迫せしめた原因は一方に於て物價の依然たる騰貴の爲めに、經費節約の困難であること、他方に於ては不景氣の影響として、各種收入の増收を期し難いといふデレンマの爲めである。

2 府縣稅戶數割規則施行細則及改正

本年度中に公布せられた財政に關する法令、規則の中最も重要なものは府縣稅戶數割規則細則と其の改正とであらう。今左に之を掲げよう。

一 府縣稅戶數割施行細則

(大正十一年二月内務省令第二號)

府縣稅戶數割規則施行細則左ノ通定ム

府縣稅戶數割規則施行細則

第一條 府縣稅戶數割規則ニ於テ直接國稅ト稱スルハ地租、第三種ノ所得ニ係ル所得稅、營業稅、鑛業稅、砂鑛區稅及賣藥營業稅ヲ謂ヒ

直接府縣稅ト稱スルハ本條ノ直接國稅ニ對スル附加稅、營業稅及雜種稅(遊興稅及觀覽稅

ヲ院ク)ヲ謂フ

第二條 戶數割ヲ賦課スヘキ年度ノ前々年度ニ於テ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタルトキハ關係市町村ニ於ケル府縣稅戶數割規則

第四條ニ規定スル戶數割配當標準中直接國稅及直接府縣稅ノ稅額ハ府縣知事之ヲ定ム

戶數割ヲ賦課スヘキ年度ニ於テ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタルトキハ關係市町村ニ於ケル府縣稅戶數割規則第四條ニ規定スル

戶數割配當標準ハ府縣知事之ヲ定ム戶數割ノ配當前市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタルトキ亦同シ

第三條 戶數割納稅義務者ノ資力算定ノ標準タル所得額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ計算ス

一 田又ハ畑ノ所得ハ前三年間毎年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノ平均ニ依リ算出シタル收入豫算年額但シ前三年以來引續キ自作セス小作セス又ハ小作ニ付セサル田又ハ畑ニ在リテハ近傍類地ノ所得ニ依リ算出シタル收入豫算年額

二 山林ノ所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額

三 俸給給料年金恩給退隱料及此等ノ性質ヲ有スル給與、營業ニ非サル貸金ノ利子並公債社債預金及貯金ノ利子ハ其ノ收入豫算年額

四 賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額

五 法人ヨリ受ケル利益若ハ利息ノ配當金又ハ剩餘金ノ分配ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額但シ無記名式ノ株式ヲ有スル者ノ受ケル配當ハ同期間内ニ於テ支拂ヲ受ケタル金額

法人ノ社員其ノ退社當時ニ於ケル出資金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ其ノ法人ヨリ受ケル利益ノ配當ト看做ス

株式ノ消却ニ因リ支拂ヲ受ケル金額力其ノ株式ノ拂込濟金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額亦同シ

六 前各號以外ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル收入豫算年額

年度開始ノ日ノ屬スル年ノ翌年ニ戶數割ヲ賦課スル場合ニ於テハ最近ノ戶數割賦課ノ時ニ算定シタル所得額ヲ以テ其ノ資力算定ノ標準トス但シ未タ其ノ所得ノ算定ナカリシ者ニ關シテハ年度開始ノ日ノ屬スル年ヲ基準トシ前各號ノ規定ニ依リ之ヲ算ス

第四條 前條ノ規定ニ依リ總收入金額ヨリ控除スヘキ經費ハ種苗蠶種肥料ノ購買費、家畜其ノ他ノモノノ飼養料、仕入品ノ原價、原料品ノ代價、場所物件ノ修繕料又ハ借入料、場所物件又ハ業務ニ係ル公課、雇人ノ給料其他收入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル家事上ノ費用及之ニ關聯スルモノハ之ヲ控除セス

第五條 第三條第一號又ハ第六號ノ規定ニ依リ所得計算ニ付損失アルトキハ同條第一號、第三號及第六號ノ規定ニ依ル所得ノ合算額ヨリ之ヲ差引計算ス

第六條 前三條ノ規定ニ依リ算出シタル金額一萬二千圓以下ナルトキハ其ノ所得中俸給給料歳費年金恩給退隱料賞與及此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ十分ノ一、六千圓以下ナルトキハ同十分ノ二、三千圓以下ナルトキハ同十分ノ三、千圓以下ナルトキハ同十分ノ四ニ相當スル金額ヲ控除ス

第七條 前四條ノ規定ニ依リ算出シタル金額三千圓以下ナル場合ニ於テ納稅義務者及之ト生計ヲ共ニスル同居者中年度開始ノ日ニ於テ年齡十四歳未滿若ハ六十歳以上ノモノ又ハ不具癱疾者アルトキハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ左ノ各號ノ規定ニ依ル金額ヲ控除ス

- 一 所得千圓以下ナルトキ
年齡十四歳未滿若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具癱疾者 一人ニ付 百圓
- 二 所得二千圓以下ナルトキ
一人ニ付 七十圓
- 三 所得三千圓以下ナルトキ
一人ニ付 五十圓

前項ノ不具癱疾トハ心神喪失ノ常況ニ在ル者、瘖者、啞者、盲者、其他重大ナル傷疾ヲ受ケ又ハ不治ノ疾患ニ罹リ常ニ介護ヲ要スルモノヲ謂フ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ戶數割納稅義務者ノ資力算定ノ標準タル所得額ニ算入セス

- 一 軍人從軍中ノ俸給及手當
- 二 扶助料及傷疾疾病者ノ恩給又ハ退隱料

- 三 旅費、學資金、法定扶養料及救助金
- 四 營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得
- 五 日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ外國ニ於ケル資産營業又ハ職業ヨリ生スル所得
- 六 乘馬ヲ有スル義務アル軍人カ政府ヨリ受ケル馬糧繫畜料及馬匹保續料
- 七 國債ノ利子

附則
本令ハ府縣稅戶數割規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
府縣稅戶數割規則第四條ノ標準中戶數割納稅義務者ノ數ハ大正十一年度ニ限リ戶數ヲ以テ之ニ代フ

2 勅令第二百八十二號

府縣稅戶數割規則第四條ノ規定ニ依リ市町村ニ配當セラレタル戶數割總額中納稅義務者ノ資産ノ狀況ヲ斟酌シテ資力ヲ算定シ課スヘキモノハ特別ノ事情アル府縣ニ於テハ當分ノ内之ヲ其ノ總額ノ十分ノ四以内ト爲スコトヲ得

附則
本令ハ大正十一年度分ヨリ之ヲ適用ス

(參照)

大正十年(十月十一日公布)勅令第四百二十二號府縣稅戶數割規則抄錄

第四條 戶數割總額ハ豫算ノ屬スル年度ノ前前年度ニ於テ市町村住民(法人ヲ除ク)ノ賦課ヲ受ケタル直接國稅及直接府縣稅ノ稅額竝前年度始ニ於ケル戶數割納稅義務者ノ數ヲ標準トシ市町村ニ之ヲ配當ス但シ戶數割納稅義務者ノ數ヲ標準トスル配當額ハ戶數

割總額ノ十分ノ五ヲ超ユルコトヲ得ス
特別ノ事情アルトキハ府縣知事ハ府縣會ノ議決ヲ經内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ得テ前項ノ規定ニ拘ラス別ニ標準ヲ設ケルコトヲ得
配當額ハ配當後標準ニ異動ヲ生スルモノ之ヲ更正セス

三 內務省令第十二號

大正十一年(二月)內務省令第二號府縣稅戶數割規則施行細則中左ノ通改正ス
第七條中「百圓」、「七十圓」及「五十圓」ノ下ニ以テ「內」ヲ加フ
第八條中「七國債ノ利子」ヲ削除ス

附則

本令ハ大正十一年度分ヨリ之ヲ適用ス

3 稅制整理案の内容

財政經濟調查會稅制整理委員會は政府の諮問に依り中央地方に於ける租稅體系を整備し國民負擔の均衡を策する爲久しく調査審議中であつたが、愈々別項要領の整理を答申案を可決した。全編を通ずる整理の大體方針は直接國稅にあつては一般所得稅を中樞とし別に一般財產稅を創設して之が補完稅たらしめ現行地租營業稅を地方稅に委譲し關接國稅に於ては消費稅中成るべく生活必需品に對する課稅を避け、又は輕減し主

として奢侈品に課税するの主義を採つて居る。又地方税にあつては根本方針として國中より地租營業税の委譲を受け、地方税體系の中軸を道府縣に於ては地租家屋税及び營業税に置き、補充税として所得税附加税其他を配し、市町村に在つては地租家屋税及び營業税の附加税を中樞とし、之に配するに戸數割を以てして居る。整理答申案の要領は左の如くである。

直接税整理案

甲 直接國稅體系並地租、營業税の地方税委譲

一般所得税を中樞とし之に配するに左の綱領を記載したる財産税を創設して直接税の體系を構成し地租營業税は之を地方税に委譲する方針を執ること

一 納稅義務者

(一) 財産の権利者但し法人は之を除く(註)法人を除くは重複課税を避くるが爲なり即ち法人の財産は株式又は持分に表現せられ其の株式又は持分は個人の財産として課税せらるゝを以て法人の財産には課税せざるを可とす(二) 権利者の住所が内國に在ると外國に在るとを問はず但し第二項第一號(ハ)の財産に付ては其の住所が内國に在る者

に限る

二 課税すべき財産

(一) 内國に在る左記各號の財産(註)収益財産たるは無収益財産(主として享樂財産)たるを問はず財産税は財産其のものに擔稅力ありとして之に課税するを目的とするものなるが故に収益の有無を問ふの必要なし加之無収益財産と雖之に課税すれば當該財産をして収益化せしむるの好影響あるを以て無収益財産に對して課税するを可とす(イ) 動産及不動産(ロ) 不動産の上に存する權利(ハ) 前二號に掲げたる以外の財産權(註) 本號の財産に付ては權利者の住所を以て財産の所在地と看做す(ニ) 前號の財産價額中より權利者に屬する一切の債務を控除す但し課税外の財産を取得する爲に要したる債務は之を控除せず(註) 家族扶養費の控除、小額所得者に對する斟酌等の如きは一般所得税に於て爲すを可とし一般財産税に於ては此等の人的事情を斟酌せざるものとす

三 課税外と爲すべき財産

(一) 公共の用に供し又は公益の爲に使用する財産(二) 動産、家寶、什器、書籍其他生活に必要な家具日用品等

四 課税最低限

同居家族の分を合算し總財産價額二千圓未滿の者には課税せず但し第三種所得納稅者の有する財産は此限に在らず

五 課税方法

(一) 原則として個人に綜合して課税すること(二) 無記名株式、公債社債、銀行預金等は配當又は利子支拂の際徴收すること(註) 源泉課税とするの結果免稅點以下のものにも課税し又法人の所有するものにも課税するものとす

のにも課税し又法人の所有するものにも課税するものとす

六 課税價格の算定

(一) 時價を標準とすること(二) 時價不明なるものは収益に對する一定倍數を標準とし時價収益共に不明なるものは評定價格に依ること(三) 地上權、永小作權、定期金其他特殊の權利に付ては大體現行相續稅法の計算方法に準ずること

七 課税價格の調査決定

大體現行所得稅法の規定に準ずること

八 稅率

千分の一・五の比例稅率とすること

乙 地租營業税の委譲方法

施行當初に於ける一般財産税は成るべく其の稅率を軽くし之が爲に其の歲入が現行地租及營業税の總額に達せざる部分は當分の間臨機の處置として地租及營業税の稅率を平等に低減して此の兩税を存續せしめ財産税完成の時に於て之を地方税に委譲すること

丙 當分存續すべき地租營業税の整理

國稅として存續すべき地租及營業税の課税標準等に付ては左の如くすること

地租

地租は現行の儘之を据置き追て地方税に委譲する場合に於て改善を加ふること

營業税

營業税は成るべく營業利益を測定するに適當と認むる課税標準を選択し同時に其の種目を成るべく少なからしめ尙營業利益皆無なる場合に於ける課税免稅の途を開き左の

如く改正すること

改正要領 一 課税すべき營業の種類は大體現行法に準ずること二 課税標準は大體左の如く改正すること(イ)建物賃貸価格は必ずしも營業の大小収入の多寡を代表するものに非ざるを以て原則として課税標準中より之れを削除すること但し席貸業、料理店業、旅人宿業に付ては例外として之を存置すること(ロ)從來建物賃貸價格及從業者のみを課税標準としたる營業に付ては収入金又は資本金をも課税標準とし營業利益の多寡に適應せしむること(ハ)物品販賣の賣上金は現行法に於て賣上金に對する税率を甲、乙に區分しあるも其の種目中不適當と認むるものあるを以て之を相當に整理すること(ニ)課税最低限並資本金計算方法に付ても相當調査すること(ホ)其の他各業に付以上各號の趣旨に準じ適當なる改善を加ふること

三 現行法に於ける課税標準額が前年の半額に達せざる場合の減損更訂の制度は之を存續し別に其年に於ける營業利益皆無なる場合に於ては税金を全免するの制度を設けること

四 課税手續(イ)課税標準の調査に付ては現行調査委員の外同業組合其他各種の組合等の意見を徴するの制度を設け以て直接納税者との折衝を少なからしむること(ロ)實地に就き調査するの必要ある場合は高級稅務官吏を以て之に充つるの組織とし且秘密漏洩に對し嚴格なる制裁を設けること(ハ)誠實なる申告を獎勵し成るべく其申告を尊重するの方針を採る

と同時に無申告者又は不正申告者に對して相當の制裁規定を設けること

五 調査、決定、徴收、納期等 現行法の通但し調査委員及審査委員等の制度は大體改正所得稅法に準じ之を改むること

六 税率は以上各項に依り調査したる課税標準に對し總稅額を適當に配分したるものとする

其の他の直接稅の整理

甲 廢止すべきもの

通行稅 通行稅は之を全廢すること

賣藥營業稅 課税最低減賣藥營業稅は之を廢止し營業稅法の製造業として課税する事

乙 改正すべきもの

相續稅 一 相續稅は大體現行法の組織の儘之を存置すること二 税率は据置くこと三 現行法第二十三條に依り遺産相續と看做すべき贈與は推定相續人に對するものみに限るも其の以外の親族に對して爲したるものをも課税すること四 不動産及船舶の贈與に對しても法第二十三條に依り遺産相續と看做し課税すること五 船舶の價格は時價により計算すること六 以上各項整理の結果増加すべき稅額不明なるも登録稅の減少と差引して大體増減なきものと認む

登録稅 一 遺言、贈與其他無償名義に因る不動産及船舶の所有權取得中親族間の贈與に對する税率は遺産相續に因る各所有權の取得と同程度の税率に低減し親族以外の者に對す

る贈與に付ては普通賣買等の登録稅より若干

其の税率を高むること二 現行法中不動産及船舶等の賣買に因る所有權取得の場合に於る登記價格は事實上實際の賣買價格より低しと認めらるゝを以て其の實際價格の登記を勵行せしむると同時に其の税率を相當低減すること三 其他現行法中各種の登録に對し課税上不權衡と認むるものに付ては追加若は増減稅を爲すこと四 登録稅の脫稅防遏策として制

丙 改正せざるもの

裁の規定を設けること五 以上各項整理の結果果稅額多少減すべき見込なるも相續稅の増加と差引して大體増減なきものと認む

礦業稅 現行礦業稅中礦產稅の税率は之を半減し礦區稅は現行法の通存置すること

所得稅 現行所得稅法は最近根本的改正を加へられたるを以て大體に於て改正を要する點少しと認むるも左記各項の改正を加ふること

一 財產保全會社の留保金については左の如く改正すること(イ)法人にして其の事業の性質より觀察して必要ありと認むる程度以上に社内留保を爲したるものあるときは其の金額は其の出資額に應じ之を配當したるものと看做して各個人に綜合課税すること(ロ)前項必要なる留保額の程度は大藏大臣之を認定すること(ハ)右の認定に對し不服ある者に對しては行政訴訟を許すこと

二 銀行預金(貯蓄預金を除く)に對しては總て第二種所得稅を課すること

砂礦區稅、換券發行稅、狩獵免許稅 一 現

行法の通存置すること

間接税整理案

現行間接税中廢止すべきもの、改正を要すべきもの及新税とし創設すべきものと決定したる税目左の如し。

甲 廢止すべきもの

- 醬油税、自家用醬油税
- 醬油税及自家用醬油税は之を廢止すること
- 石油消費税
- 石油消費税は之を廢止するを相當と認む
- 賣藥印紙税
- 賣藥印紙税は之を廢止すること

乙 改正すべきもの

- 酒造税、麥酒税、酒精及酒精含有飲料税
- 酒税課税の制度にて付ては現行の儘據置くを可とするも税率は税制整理に因る歳入減填の必要上左記の通増率すること

(イ) 酒類 第一種 酒精分二十三度以下の濁

- 酒一石に付三十二圓 第二種 酒精分二十三度以下の清酒、白酒、酒精分三十度以下の味淋焼酎一石に付三十五圓 第三種 酒精分三十度を超え四十五度以下の焼酎 前號の金額に酒精分三十度を耐ゆる一度毎に一圓三十五錢を加へたる金額 第四種 酒精分二十五度を超ゆる濁酒、清酒、白酒、酒精分三十度を超ゆる味淋及酒精分四十五度を超ゆる焼酎 酒精分一度毎に一圓十錢 一石に付二十圓
- (ロ) 麥酒 (ハ) 酒精及酒精含有飲料 酒精分二十三度以下のもの 一石に付三十七圓 酒

酒精分一度毎に一圓六十錢

- 二 課税方法は現行造石税制度を維持すること
- 三 課税標準は現行從量税制度を維持すること
- 四 酒税の納期は之を現行の儘據置くこと
- 五 課税済の酒精を酒類又は酒精含有飲料製造の原料と爲したるときは該酒精の造石税を下戻すこと
- 六 現在清酒原料として使用し得るは焼酎に限れるを改めて酒精又は焼酎と爲し其の使用量を認容量百に對し攝氏驗温器十五度の時に於て〇、七九四七の比重を有する酒精二、五以内と定むること
- 七 葡萄葡萄果實酒は現在の通課外に置くこと
- 八 砂糖消費税
- 九 砂糖の課税方法は現行の通り其の色相に依ること
- 十 現行砂糖消費税率は之を改正せざること
- 十一 餉は砂糖との權衡上之に課税することとし、餉は糖蜜と看做すべき旨を砂糖消費税法中に規定し之に對して百斤に付二圓の課税を爲すこと
- 十二 煉乳原料砂糖戻税法を改正すること

- 一 織物消費税 一 織物消費税法は之を存置すること
- 二 織物に對する課税方法は現行法の通り從價格の方法に依ること
- 三 織物の原料たる棉花又は織物の機臺に課税し織物消費税を廢止すべしとの説あるも現行の通製品に課税すること
- 四 現行の各種織物に對する從價一割の課税率は之を改正せざること
- 五 織物の權衡上メリヤス及フェルトにも課税することとしメリヤス及フェルトは織物と看做す旨を織物消費税法中に規定し織物と同一率の課税をなすこと

印紙税 一 印紙税の制度に付ては定額階級定額併用制と爲し其の税率を左の通定むること

甲 爲替手形、約束手形、株券相互保險會社の發する基金證券、合名、合資會社の發する出資證、債券、銀行定期預金證券、物品切手別に掲げざる證券(記載金高 五千圓迄 五錢、同一萬圓迄十錢、同五萬圓迄五十錢、同十萬圓迄一圓、同十萬圓超十萬圓又は其の端數毎に一圓但し最高五十圓に止む)

乙 委任狀、船荷證券、運送貨物引換證、保險證券、倉庫證券、株式申込證、社債申込證、地上權、永小作權、地役權に關する證券、使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託、定期金に關する契約證券、定款及組合契約書權利の變更に關する證券、追認承認に關する證券、買仕切書、商口又は有價證券の賣買を證する證券、送狀、受取書、金品記載なき證券、擔保差入證書、擔保預證書、通帳、判取帳、無盡契約書、産業組合又は産業組合聯合會及銀行の預金、貯金積金證書(以上五錢)

丙 産業組合又は産業組合聯合會の發する出資證券、住宅組合の發する出資證券、貯蓄銀行第一條の貯蓄預金通帳、産業組合の發する貯金通帳(以上二錢)

二 課税最低限の現在五圓なるを十圓に引上げるること

三 物品切手の課税最低限一圓は現行の儘據置くこと

四 一通の證券に同時に數種の事項を記載したる場合に於て各税率は同率とするときは其一箇分に對してのみ課税し税

率を異にするものあるときは其高率の分に課税する旨の規定を設けること五 外國に於て作成したる證書帳簿を帝國內に於て行使するも之に對しては印紙税を課せざること六 犯則者に對する罰料金の最低料金を五圓とし不消印犯は三圓とする事七 印紙税を納付せざるか又は貼用印紙に消印を爲さざる證書帳簿を受領したる者に對しては其作成者が處罰せられたると否とを問はず收税官吏は受領者の費用を以て印紙を貼用し又は消印を爲し得ることとし受領者が其費用を任意納付せざるときは國稅徵收法の規定を準用すること八 印紙貼用の義務ある證書帳簿を無印紙にて授受したるときは裁判上證據力を認めざる旨の規定は之を設けざること九 收税官吏の印紙税に關する職務の執行を拒み又は之を忌避し若くは之に支障を加へたる場合の制裁規定を設けること

丙 創設すべきもの

化粧品税 化粧品に對しては左の理由並方法に依り新に課税を爲すこと一 化粧品は主として奢侈的消費に關するを以て課稅物體として適當なるのみならず其の消費額の如き年々著しく増加するの傾向ありて大正七、八、九三々年度の平均内地消費額は四千五百八十餘萬圓に達し之が大正五、六年の平均二千二百萬圓に比するときは十割八分強の増加割合を示せり故に之に對し從價一割五分の課税を爲すときは課税に因る消費減を一割と見込み六百十餘萬圓の歲入を得べくして好箇の財源

財政一斑

たるべきこと二 課稅手續に關しては現行の賣藥稅法に於けるが如く定價を附記せしめ之に相當印紙を貼用せしむること三 輸出品に對しては免除すること

●●●●●●●●●●

清涼飲料稅 清涼飲料に對し左記方法に依り新に課稅すること一 炭酸瓦斯を含有する清涼飲料に課稅すること但し炭酸瓦斯の含有量萬分の五に満たざるものは之を課稅外とし尙酒精分一度以上を含有する清涼飲料は之を酒精含有飲料として同稅法に依り課稅し清涼飲料の範圍外と爲すこと二 清涼飲料製造者をして毎月其前月中に於て製造場より移出したる清涼飲料の石數を申告せしめ該石數に對して一石十圓の移出稅を課すること三 製造場内に於て消費せられたる清涼飲料は之を製造場外に移出したるものと看做す旨特に法律に規定し之に課稅すること四 第二項の稅金は移出の翌月之を徵收すること但し擔保を徵して一定期間(例三ヶ月)の延納を許すこと五 外國より輸入したる清涼飲料には保稅地域より引取の際一石十圓の引取稅を課すること六 外國に輸出したる清涼飲料に對しては其稅金並使用砂糖の砂糖消費稅に相當する金額を交付すること七 徵稅に關する取締並制裁規定は大體酒類其他の消費稅に準ずること

丁 改正せざるもの

取引所稅 取引所稅は現行の通據置くこと
骨牌稅 骨牌は現行の儘存置すること

地方稅整理案

第一 道府縣稅

甲 従來の戶數割及之に代る家屋稅を廢し賃賃價格を標準として課する定率稅の家屋稅を新設すること

乙 市町村の所得稅附加稅を府縣に委讓し府縣の所得稅附加稅率を現在の制限率に市町村の附加稅制限率を加へたるものまで引上ぐる事

丙 府縣稅營業稅雜種稅を整理すること
丁 礦業稅及砂鑛區稅の附加稅を廢し新に礦業及砂鑛業に對し府縣稅營業稅を課すること

第二 市町村稅

甲 地租及營業稅の附加稅率を高め且家屋稅附加稅を新設すること

乙 礦業稅砂鑛區稅の附加稅を廢し礦業及砂鑛業に對する府縣稅營業稅の附加稅を認むること

丙 従來の戶數割附加稅及之に代る家屋稅の附加稅を廢し主として所得を課稅標準とする戶數割を市町村に設け現在の家屋稅施行地にも施行すること

丁 戶數割の負擔を輕減すること

道府縣稅營業稅中廢止見込課目
露店に對する營業稅▽職工▽行商▽炭燒業▽紙漉業▽木質宿業▽賃機織業▽賣藥諸賣業▽賣藥行商業▽賃摺絲業▽綫絲業踏鐵工業▽牛馬宿業▽仲仕業渡船業▽塗物業▽修繕業▽日雇業▽飛脚業▽手傳業▽柚業
雜種稅中廢止見込課目

牛馬▽運送夫業△賃取牛馬▽仲仕▽荷積車前
轆牛馬▽筏乗竹木流下業▽船乗▽賃駕籠▽視
眼鏡▽易占▽死畜取扱人▽屠手

地租及營業稅全部委讓の場合に於ける地方稅

整理案綱領

甲 道府縣稅 第一 道府縣に於ては地租、家
屋稅及營業稅を中軸とし之に配するに所得稅
附加稅を以てし且適當なる雜種稅を認むるこ
と、第二 前項の方針の下に左の整理を行ふ
こと

- (一) 地租は賃賃價格を標準として課することとし従前道府縣に於て賦課せる地租附加稅額に相當する程度に於て徵收すること(二) 營業稅は法令を以て其の課稅方法を統一明定し勞働者又は主として細民に課するが如き營業稅は之を廢止し従前道府縣に於ける國稅營業稅附加稅賣藥營業稅附加稅府縣稅營業(整理したる稅目を除く)並營業的性質の稅目の雜種稅額を限度として之を徵收せしむること(三) 鑛業稅及砂鑛區稅の附加稅を廢し新に鑛業及砂鑛業に對し營業稅を課すること(四) 從來の戶數割及之に代ふる家屋稅を廢し賃賃價格を標準として課する定率稅の家屋稅を新設すること(五) 勞働者又は主として細民に課するが如き雜種稅は之を廢止する趣旨を以て其の稅目を限定し尙雜種稅中其の稅質營業稅なるものは之を營業稅に組替ふること

乙 市町村稅 第一 市町村に於ては府縣稅たる地租、家屋稅及營業稅の附加稅を中軸とし

之に配するに獨立稅たる戶數割を以て該戶數割の稅額を地租家屋稅の附加稅及營業稅の附加稅額と同額以下たらしめ且雜種附加稅及地方の事情に依る特別稅を認むること第二 前項の方針の下に左の整理を行ふこと

- (一) 地租及營業稅の附加稅は現在の地租及營業稅(賣藥營業稅を含む)の委讓額と其の市町村の附加稅額を合算したる程度迄徵收すること(二) 鑛業稅及砂鑛稅の附加稅を廢し鑛業及砂鑛業に對する府縣稅營業稅の附加稅を現在國稅たる鑛業稅の委讓額と其の市町村の附加稅額を合算したる程迄徵收すること(三) 新設したる府縣稅家屋稅の附加稅を課すること(四) 從來の戶數割及家屋稅の附加稅を廢し戶數割を市町村の獨立稅とし所得を主たる課稅標準と爲し現在家屋稅施行地にも施行すること(五) 所得稅附加稅を道府縣に委讓すること(六) 府縣稅營業稅雜種稅の整理稅目に對する附加稅は當然消滅のこと(七) 現在の地租營業稅の委讓並新設家屋稅附加稅の賦課に依り生じたる財源は所得稅、附加稅の廢止に依り生じたる財源の缺陷と營業稅雜種稅の整理に伴ふ附加稅の消滅に依る財源の缺陷を補填し其の殘額だけ新設すべき戶數割を現在の戶數及家屋稅の附加稅より低からしむること

地稅及營業稅を地方稅とする 合に於ける課稅方法並國家の之に對する督監方法

地租及營業稅を地方稅に移す場合に於て此の兩稅の課稅方法を全然各地方の隨意に一任すべき

や又は國家に於て相當の監督を爲し全國の統一を圖る必要ありやは單純に決するを得ずと雖も之を地方稅に委讓するの理由に鑑み大體に於て各地方の事情に適應せる課稅を爲さしむるを可とすべし然れども若し之を全く各地の自由に放任するときは各地の土地及營業に對する負擔に著しき輕重を生じ各地間の産業の消長に關する所少なからざるべしと認めらるゝを以て左記各項の要領に依り大體の統一を圖るの必要ありと認む

- 一 兩稅共法律を以て其の組織及課稅方法等を規定すること
- 二 前項に依り規定すべき要領は大體左の通り(イ) 地租の課稅標準は法定地價を廢して賃賃價格に依ること、し其の調査決定に付ては現行所得稅法に準じたる調査委員會の制度を設くること(ロ) 營業稅は大體國稅營業稅の通とし其の課稅標準中より原則として建物賃賃價格を削除し其の他各業體に應じ課稅標準の種目又は計算方法を修補すること但し課稅最低限は之を低下すること
- 三 兩稅の稅率は各地方全然同一ならしむるを得ずと雖現行地租及營業稅は相互權衡を保持せざるものと認めらるゝを以て之を改正し其の收益を根據として兩稅間の權衡を保持したる最高稅率を法律にて規定すること而して若し之を超過して課稅するの必要あるときは中央政府の認可を受けしむること但し此の場合には兩稅共其の最高稅率に達したるときに限る
- 四 家屋稅も大體前各項に準ずること

附帶希望決議

一 本整理案は諮問の趣旨に依り現在の歳入に増減を來さざることを目標として作成したるものなるを以て財源の關係上土地租及營業稅は當分約半額を國稅として存置すること、爲したるも理想としては其の全額を地方稅に委譲すべきものなるが故に軍備縮小に因り生ずる財源を以て此の兩稅の全部を地方稅に委譲せむことを望む

二 間接國稅に關する稅制整理の結果課稅の權衡上より新に餉、メリヤス、フェルト、化粧品、清涼飲料に對し課稅を爲し約一千二百萬圓の歳入を圖ることを計畫したるも若此の際他に適當なる財源あるに於ては此等の比較的大ならざる新稅を創設するは稅制整理の大體より通觀して寧ろ避くべきものと認む而して既に稅制整理の稅源として酒類に對し或程度の増稅を爲す以上は之との權衡上煙草に對しても若干値上を爲し之を財源と爲すを相當とすべし今參考として調査するに煙草値上に因り大正十年度に於ける煙草の賣行高を基本として其定價の平均二割程度の値上を爲すとせば相當消費稅を見込み約一千三百萬圓の歳入を得べきが故に此財源に因り叙上新稅の創設を見合すを可と認む尤も專賣制度に關する調査は本諮問案の範圍外に屬するも特に此希望を附加す

第二 財政に關する主

要運動

1 營業稅廢止運動

昨年十二月大阪に開かれた全國實業組合聯合會が軍備縮小剩餘金の處分に付き凝議せる結果、主として營業稅の改善をなすことを決議して以來、各地に於ける營業稅廢止運動は激烈に普及するに至つた。今其の一々に就いては到底記述し得ないが、全國的運動に就いてのみ簡単に述べるであらう。

先づ二月三日東京商業會議所に全國商業會議所實行委員會を開催したるを手初めとして、同月廿三日に於ては同所に全國商業會議所聯合會臨時大會が開かれ、東京外十二大商業會議所提出の

營業稅は産業の發達を阻碍する惡稅にして之が全廢は吾人多年の主張たり特に軍備制限の協定成立して各國の産業競争愈々激甚ならんとする今日遂に之れを撤廢するは刻下の遂務なりと認め極力其の貫徹を期す

を可決し、又同日東京の築地精養軒に於ては、東京實業組合聯合會主催の全國商工業者大會が開かれ、同様の決議をなし、左の實行方法を可決した。

一 政府並に貴衆兩院議長及政黨本部を訪問陳情する爲め各團體は實行委員一名以上を選定する事

二 大會の決議を徹底せしむる爲各員は夫々其の地選出の代議士を訪問し賛成を求むる事

三 各地に於て隨時演說會を開き公衆に對し意思の徹底を期する事

四 本部を東京實業組合聯合會内に置き本目的を貫徹する迄持久戰の覺悟を以て各地團體は常に相互の連絡を保ち本運動を持続する事

其後七月二十四日東京丸の内商工獎勵館に於て第二回の全國商工業者大會が開かれ、全國的廢稅デーを定め全國一齊に大々的運動をなす事を決議した。此決議に従つて十月一日より同月十日まで全國的に「營業稅全廢デー」を催した。先づ東京に於て一日本郷座に「營業稅全廢期成大會大演說會」を開いたのを手初に全國大小都市に於て大々的運動が行はれた。

2 新戶數割規則改廢運動

新戶數割規則は昨年十月に公布され、を

の施行細則は漸く本年から始めて實施する筈であつたが、實施に當つて、種々困難の事情が発生し、各方面に於て非難の聲が高かつた爲めに、内務當局に於ては倉皇として別項の如く之が改訂をなすに至つた。今、左に其の改廢運動の主なるものを擧げてみよう。

イ 全國町村長會議

五月中旬東京市の帝國教育會に於て開催せられた卅五府縣の町村長會議は府縣稅戶數割規則に對し十五日の會議に於て『本規則は實行不可能であるから當分延期するか然らずんば適當の修正を加へて貰ひたい』といふ意味の決議をなした上、十六日内務、大藏兩省當局を訪問した。

彼等の修正要點及希望條件如左。

修正の要點

- 一 資産状態に對する目立額二割とあるをそれ以上で擴大すること
 - 一 國債の利子にも課税すべきこと
 - 一 老幼癡疾者に對する控除額を減少せしむること
- 希望條件
- 一本規則によると所得の調査が極めて面倒なる

のみ費用が非常に嵩んで到底嚴密なる調査は不可能となり結局負擔の點に於て公平を缺くこととなる

一本規則の主義は理想上に於て可なりとするもこれが實行については負擔に急激の變更を來すことになるから勢ひ地方自治を破壊する結果となる

一 以上の理由の下に本規則の實施を當分延期するか乃至これに相當の修正を加へて欲しい場合によつてはこれを全然撤回してもよい

ロ 戶數割不納同盟

新戶數割規則に不平を抱き、殊に其の賦課方法を不當として七月より九月にかけて不納同盟をなすに至つたところが枚擧に違がない。殊に富山縣婦負郡野積村、千葉縣東葛飾郡湖北村、静岡縣駿東郡楊原村、三重縣松阪町、栃木縣足利郡久野村(納稅成績善良なる爲め表彰せられた村)、宮城縣宮城郡高砂村の夫れは甚だしいものがあつた。今左に其の中の一たる静岡縣下の夫れに就いて述べよう。

静岡縣駿東郡楊原村上香貫區民なる中通り外吉田、西島、市場の四部落民四百名は八月上旬十一年上半期戶數割賦課に反對し村稅滯納の決議をなし、村稅革新團を組織し根本的に村稅の改

革をなし、戶數割賦課再調査を求むべき宣言書と決議文を發表し實行委員を選んで運動をなし殊に卅一日に於ては新戶數割反對期成同盟大演說會を開き東京より應援辯士を得、氣勢を擧げた。其結果村會議員の方に於ても二日協議會を開き實行委員と會見した。數百名の區民は此の模様を見んとして殺到し、役場吏員數名を袋叩にした。警官數名出張警戒した。

3 義務教育費國庫負擔運動

義務教育費國庫負擔法は大正六年寺内々閣の時、義務教育費は國家と地方自治團體とが分擔すべきものなりとの觀念を基礎とし、それに若干の社會政策的意味を包含せしめて差し當り一千万圓を國庫の負擔とし、その十分の一を資力薄弱町村に特別の方法によつて交付し他の十分の九を教員及び就學兒童數に比例して分配して今に及んだのであるが、今日に於ては現行法制定當時に比し各地の教育費が三倍強の増加を示してゐるので當然四千萬圓の増額を圖らなければならぬとして、國庫負擔金五千萬圓の運動が行はるゝに至つた。其の主なるもの如左。

イ 全國市町村義務教育費國庫

負擔金額期成同盟會の運動

帝國聯合教育會、全國市町村會、關東聯合教育會、教育雜誌記者より成る同會は五月十五日東京市神田區一橋通、帝國教育會講堂に於て大會を催し、左の宣言及び決議を發表した。

宣言

市町村義務教育費國庫負擔金の増額は國民教育の發達と地方自治體振興との二問題解決の一大關鍵である此二大國務の振張發展はにかゝりて義務教育費國庫負擔一増額に存することは世論の等しく認むる所であるのみならず政府當局に於てもまた明かに之を承認して居る然るに我々がその必要を絶叫して以來數年の今日に至るも猶未だ之が解決を見ざるは我々の最も遺憾とする所である方今世運の進展は急激を極め之に應ずる教育施設は一日を緩うすべからざると共に市町村の困弊は益々急を告ぐるものである此の際に當りて我々は我が政府當局及議政の府が直に本問題の解決に着手し軍備縮小に基く豫算更正に關する臨時議會を開いて時勢の急に應ずる措置を取るを以つて最も緊要と認め左記諸項を決議して我々の意志を天下に聲明する

決議

- 一 市町村義務教育費國庫負擔金は大正十一年度より増額すること
- 一 右増額は本年度に於て少くとも五千萬圓を

下るべからざること

- 一 政府は曩日の聲明に基き速に臨時議會を開いて軍備縮小に關する豫算更正と共に右増額案を附議すべきこと

同會は又九月二十一日同所に於て大會を催した。文相、内相、藏相との會見の報告後、宣言を發表し、次の如き決議をなした。

決議

- 一本同盟會は市町村義務教育費國庫負擔金を大正十二年において少くとも五千萬圓以上の増額を必要とする
- 一本同盟會は文部大臣が若し四千萬圓増額の豫算を提出したとすれば假令その上の増額案提出が出来ないにしてもその提出案は強硬に支持すべき責任があると信ずる
- 一本同盟會は大藏大臣が斷然國庫の財政を按配して右増額を五千萬圓以上に法定するやう努力すべきものと認める
- 一本同盟會は現内閣が總ての國民の輿論となりその要求となつてゐる義務教育費國庫負擔金五千萬圓増額を十二年度より決行するを以て當然と信ずる
- 一本同盟會は各政黨政派が教育の振興と我町村の實狀に鑑み堅く本會の主張を援助せられんことを望む

ロ 全國町村長大會

- 一 全國町村長臨時大會は九月二十日東京市赤坂三會堂に於て開催、前回の大會以後に於ける運

動及び各大臣との會見の結果を報告し、左の如き宣言及び決議をなした。

宣言

地方自治の振興と國民教育の改善は我國當面の二大問題にして吾人之が徹底的解決を希望するや既に久しからずとせず現政府は成立以來日尙淺きに拘らず能く宇内の大勢と民心の趨嚮等を稽へ或は外域の撤兵或は軍備の縮小或は政費の節約等々之れを斷行し以て國力の充實に資すると共に其財政上の餘裕を以て久しく吾人の熱望したる義務教育費國庫負擔金の増額に充てんとす吾人は其大策の實行を冀ひて已ます今や地方自治體の事務年と共に繁激を加へ經費從で膨脹し停止する所を知らず而も財源は既に涸渴し戸數割の如き不徹底なる租税を歳入の骨子となし以て財政の破綻を彌縫し眞に累卵の危ふきにありと云ふべく政府は宜しく是に鑑み義務教育に從事する小學教員の俸給は全部之を國庫の支辨に移すの計を樹て以て國民輿望に副ふべし敢て六千萬國民を代表し爰に之を宣言す

決議

- 一、市町村義務教育費國庫負擔金は大正十二年度に於て少くとも五千萬圓を増額する事
- 大正十一年九月 全國町村長會